



橿原市第2期 子ども・子育て支援事業計画

- 終期は令和7年3月
- 目的：教育や保育などの量の確保に必要な施策の推進
- 次世代育成支援行動計画と母子保健計画を包括
- 子ども・子育て支援法に基づく審議会その他の合議制の機関である「橿原市子ども・子育て会議」で毎年2回進捗管理を実施

こども基本法 R5.4.1施行

○第10条：市町村こども計画の策定が努力義務化

（「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして作成可能）



★喫緊の課題である少子化問題には、若者・子育て世帯の経済的不安定さ、こどもや若者の貧困を要因とする様々な格差、仕事と子育ての両立を困難とする社会環境や職場環境、子育て世帯の負担感など様々な背景があり、関係機関も多数存在する。こども施策全体として統一的に横串を刺し、施策を進めるために複数の計画を一本化する。

○第11条：こども等の意見の反映

（こども施策の策定等にあたり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取し反映させること）

橿原市第1期 こども計画

子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策推進計画を包括

○変更点○

- ・対象が0歳～39歳までと拡大
- ・計画策定の審議や策定後の進捗会議を行う「橿原市子ども・子育て会議」の委員を15名→20名に増員（有識者1名、弁護士1名、こどもの権利や貧困状況等の知見を有する外部団体1名、こども・若者委員（市民公募委員）2名）

